

名桜大学研究倫理審査の判定について

【名桜大学倫理に関する規程：第10条第2項の解説】

判定	判定基準	判定基準の説明
承認	変更・修正の必要がない。	<p>研究計画に倫理的な問題はない場合。</p> <p>ただし、審査結果通知書に再提出するような意見（依頼書、承諾書、質問紙などの文言、説明の仕方、文字の大きさ、構成などに一部不適切な箇所があり、研究協力者、研究協力施設に提出した際に理解しにくい、誤解を招く可能性がある、失礼にあたるなどの問題が懸念される場合等）が記載されている場合は、適切に修正した書類を再提出する。</p> <p>（委員長と部会長が確認）</p>
条件付承認	研究計画に一部修正すべき点があるが、修正が限定的であり、持ち回り審査が必要である。	<p>研究計画に一部倫理的な問題があり、修正を必要とする場合。</p> <p>審査結果通知書に記載されている意見に従い、申請書および研究計画書を適切に修正し、申請書類一式を再提出する。再提出された書類は、持ち回り審査をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容易に修正が可能であり、修正により新たな倫理的問題が発生する可能性がないと判断される場合。 ・ヒヤリング時の確認内容に対して明確に回答し、修正が限定的である場合。
再審査	研究計画に倫理的な問題があつて大幅な修正または計画を変更する必要がある、通常審査が必要である。	<p>研究計画の大幅な修正を必要とする場合。</p> <p>審査結果通知書に記載されている指摘に従い、申請書および研究計画の修正、変更を行い、申請書類一式を再提出する。提出された書類は、通常審査をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリング時の確認内容に対して明確に回答できない。 ・修正が多岐にわたる場合。
不承認	研究計画に倫理的に大きな問題があり、承認できない。	研究計画に倫理的に大きな問題があり、根本的に計画を変更する必要がある場合。
非該当	研究計画が委員会の審査対象とならない。	本委員会の審査に該当しない。